

○政務活動費の交付に関する規程

平成25年2月25日議会告示第1号

政務活動費の交付に関する規程を次のように定める。

政務活動費の交付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、政務活動費の交付に関する条例（平成25年岩手県条例第1号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員の通知)

第2条 条例第5条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象議員通知書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第5条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象議員異動通知書（様式第2号）によるものとする。

(収支報告書への証拠書類の添付方法)

第3条 条例第8条の規定により収支報告書に添えて提出する政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しは、用途を記載の上、条例別表の左欄に掲げる経費の区分ごとに分けて添付するものとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第4条 議長は、条例第8条の規定により議員、議員であった者又はその相続人から提出された条例第10条に規定する収支報告書等（以下「収支報告書等」という。）の写しを、政務活動費収支報告書等（写）送付書（様式第3号）により、速やかに知事に送付するものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第5条 条例第13条の規定に基づく収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第13条第1項の規定に基づき収支報告書等の閲覧をしようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧請求票（様式第4号）に必要な事項を記載しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、条例第13条の規定に基づく収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

2 政務調査費の交付に関する規程（平成13年岩手県議会告示第1号）は、廃止する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

岩手県知事

様

岩手県議会議長

氏

名印

政務活動費交付対象議員通知書

政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、政務活動費の交付を受ける議員について、別紙議員名簿のとおり通知します。

(A4)

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

岩手県議会議長
氏 名 印

政務活動費交付対象議員異動通知書

政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、政務活動費の交付を受ける議員の異動について、下記のとおり通知します。

記

議員氏名	異動年月日	異動事由

(A4)

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

岩手県議会議長
氏 名 印

政務活動費収支報告書等（写）送付書

政務活動費の交付に関する規程第4条の規定により、 年度政務活動費収支報告書等の写しを別添のとおり送付します。

(A4)

様式第4号（第5条関係）

整理番号

政務活動費収支報告書等閲覧請求票

年月日	年 月 日
氏 名	
住 所	
政務活動費の交付対象年度	
備 考	

備考 特定の議員に係る政務活動費の収支報告書等の閲覧を請求するときは、「備考」欄にその議員氏名を記載してください。

(A4)